

アイヌ政策の抜本的な確立を求める意見書

2007年国連総会で、先住民族の社会的、経済的、文化的権利をはじめ、集団的、個人的権利を保障、尊重することを求める「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択された。これを機に、国際社会では、オーストラリアやカナダが、先住民族を差別扱いしてきたことを謝罪するなどの動きが出ている。また、日本においても、この宣言の実行を求める国民世論が広がり、2008年衆参両院本会議で、アイヌ民族が差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならないとする「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択された。

しかし、北海道におけるアイヌ民族の生活実態は、他の道民と比べ、進学率、所得、年金などいずれも低い水準にとどまり、今なおかなりの格差が放置されており、全国的な状況については把握すらされていない。

よって、国会及び政府においては、以下の事項に留意し、「アイヌ新法（仮称）」を制定し、アイヌ民族の生活と権利の向上を図ることを強く要望する。

記

- 1 アイヌ民族の全国的な実態調査を行うこと。
- 2 アイヌ子弟の大学への進学率格差を是正するため、就学費・奨学費への助成など教育への支援を拡充すること。
- 3 「アイヌ語教室」への支援を拡充し、国公立大学法人にアイヌ語とアイヌ民族の歴史・文化を必修科目とすることを求めること。
- 4 アイヌ民族の文化、歴史などを研究・保存する取り組みを行うとともに、アイヌ自身の活動を支援すること。
- 5 無年金や低年金で生活が困難な状態におかれながら、歴史の語り部、文化伝承者として貴重な役割を担っているアイヌ古老へ特別手当を支給すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年（2009年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
農林水産大臣

（提出者）民主党・市民連合、公明党、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
及び改革維新の会所属議員全員

